

インクルージョン推進調査特別委員会 活動報告(素案)

【目次】

1	付託調査事件	P
2	建議理由	P
3	活動方針	P
4	重点調査項目	P
5	スケジュール	P
6	調査経過	P
7	提言	P
8	委員構成	P

1 付託調査事件

インクルージョンの推進に関する調査

2 建議理由

昨今、我が国では、ダイバーシティ&インクルージョンという言葉が認知され始め、多様性を理解し、お互いに認め合うことで、ともに成長し個々の能力を活用できる社会の実現が求められている。そうした中で、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がい、医療的ケア児等の特性に応じた切れ目のない支援が求められており、重要な課題の一つとなっている。

日本は、平成26年1月に障がい者に関する初めての国際条約である障害者権利条約を批准し、教育、保健、労働・雇用の権利、社会保障等、様々な分野において国内法令等の整備を進めてきた。平成28年6月には、児童福祉法の改正により障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が各自治体に義務付けられることになり、区においても第2期障がい児福祉計画を令和3年2月に策定した。

また、厚生労働省は、令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率を変更し、民間企業については2.3%へ、国・地方公共団体等は2.6%へと、それぞれ0.1ポイントの引き上げを行った。

このような社会状況の変化の中で、区が令和2年2月から3月にかけて実施した板橋区障がい者実態調査によると、「障がい者施策を進めるために充実させるべき取組」の設問においては、「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」や「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」と回答した人の割合が高くなっている。

乳幼児期においては、障害者手帳の有無に関わらず、発達障がい等への支援を必要とする子どもがいることを踏まえ、関係機関の連携・協力体制を構築し、子ども及びその保護者に対して適切な支援を提供していく必要がある。

また、学齢期においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備が求められている。

加えて、就職期においては、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、各ライフステージにおいて成長に応じた切れ目のない支援を図ることが重要となる。

議会としては、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながらくらすことができる地域共生社会の実現に向けて調査を行う必要がある。

令和3年5月21日建議

3 活動方針

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながらくらすことができる地域共生社会の実現について調査・提言を行う。

4 重点調査項目

- 1 乳幼児期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援について
- 2 インクルーシブ教育の推進について
- 3 障がい特性を踏まえた多様な仕事のあり方や就労支援について

5 スケジュール

決定した活動方針・重点調査項目をもとに、令和3年第3回定例会の特別委員会において2年間の調査スケジュールを以下のとおり決定した。

なお、視察については、社会情勢を考慮し、令和4年第3回定例会の特別委員会において実施した。また、特別委員会の調査経過等を踏まえ、令和4年第3回定例会及び令和4年第4回定例会の特別委員会については、スケジュールの変更を行った。

	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			
	3定	4定	1定	2定 ^{*1}	3定	4定	1定
重点調査項目	1 乳幼児期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援について	特別な支援を必要とする子どもへの支援について	当事者家族に対する障がい理解の促進について				
	2 インクルーシブ教育の推進について		周囲に対する障がい理解の促進について	インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について			
	3 障がい特性を踏まえた多様な仕事のあり方や就労支援について				視察 障がい特性を踏まえた雇用のあり方について	多様な仕事のあり方や就労支援について	
報告事項	○関連する報告事項があった場合は、適宜、報告を受ける。						
提言の検討	○議題に対する意見 ○前回意見の確認			検討サイクル		検討サイクル	
	検討サイクル	検討サイクル		検討サイクル		検討サイクル	○新たな提言の検討 ○2年間の検討を踏まえた最終調整を行う
活動報告					○活動報告骨子(案)の確認	○活動報告(案)の確認	活動報告完成

6 調査経過

開催年月日	調査事項等
令和3年 5月21日(金)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長等の互選について
6月14日(月)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもへの支援の現状について ・障がい者への就労支援の現状について
10月4日(月)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもへの支援について
12月7日(火)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者家族に対する理解の促進について
令和4年 2月24日(木)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に対する障がい理解の促進について
5月23日(月)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長等の互選について
6月16日(木)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について
10月4日(火)	<p>視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性を踏まえた雇用のあり方について <p>視察先：東京都チャレンジドプラストッパン株式会社</p> <p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告（骨子案）について
12月9日(金)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な仕事のあり方や就労支援について ・活動報告（素案）について
令和5年 2月22日(水) (想定案)	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告（案）について ・委員会の結了について

7 提言

特別委員会として決定した重点調査項目における提言は以下のとおりである。

重点調査項目1 乳幼児期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援について

背景・課題

特別な支援を必要とする子どもに対しては、各ライフステージにおいて、特性に応じた切れ目のない支援が重要である。とりわけ、乳幼児期においては、関係機関との連携・協力体制を構築し、日常生活において障がい等を理由に排除されることなく、健やかに成長できる環境を整えていくことが求められる。また、保護者やその家族に対しては、障がい等に対する理解の促進が必要である。

区では、子ども発達支援センター等において、相談事業や支援者研修など、様々な取組が行われてきた。今後は、既存の取組の発展・拡充に加え、当事者家族が社会で孤立することなく生活することができる環境の構築を目指すべきである。

重点調査項目に対する背景や課題を記載する。

委員会で合意した提言を箇条書きで記載する。

I 特別な支援を必要とする子どもへの支援について

【障がいへの理解・認識】

- 子どもの障がいを保護者が受け入れるまでには時間を必要とする場合もあるが、その気持ちに寄り添いながら障がいの早期発見・早期対応に取り組む必要がある。

また、障がいの有無に関わらず生活が可能となる社会を実現するためには、障がいへの理解が深まるような周知・啓発活動等を進めていく必要がある。障がいの特性を踏まえた上で、障がい者へのサポートや言葉遣いについても、障がいを一つの個性として捉えた上で行うよう心がけるとともに、個人の可能性が最大限に発揮できるような環境の整備を進めるべきである。

【関係機関との連携体制の構築・強化】

- 関係機関との連携体制については、今後整備していくサポートファイルの活用に加え、区内医療資源等の状況把握や転入・転出の際の自治体間での的確な情報共有が重要である。また、産後ドゥーラの導入を含め、東京都の補助事業も積極的に活用していく必要がある。

子ども発達支援センターについては、電話及び窓口での相談がより早期に可能となる **まう**体制への見直しを図るべきである。

【既存事業の見直し】

- 特別な支援を必要とする子どもに対しては、乳幼児健康診査での早期発見と、支援事業への連携に向けた新たな工夫が必要である。既存事業の抱える問題点を解決するためには、支援や連携が困難なケースなど区が認識している課題に着目した上で、検討を進めていくべきである。

【事業継続に向けた工夫の必要性】

- 特別な支援を必要とする子どもへの支援事業等については、コロナ禍等の社会状況により休止や縮小とするだけではなく、実施回数の増加やオンラインの活用など、より安心して参加できる形に再構築することで、事業の継続を図るべきである。

【データの集計・活用】

- 必要な施策の検討に当たっては、支援事業の結果やアンケート調査等の客観的なデータの活用が重要であり、クロス集計の結果や統計を基に調査・研究をすべきである。

【利用環境の整備】

- 児童館における支援事業については、利用対象者の明確化を図るとともに実施館を増やすことで、より利用しやすい環境の整備を行うべきである。

II 当事者家族に対する理解の促進について

【障がい児・者への理解の促進】

- インクルージョンの推進に向けては、障がい児・者に対する周囲の理解や認識を深めていくことが重要である。当事者自らが経験や実態を周囲に発信していくことに加え、当事者と周囲との相互交流の場を設けるなど、障がいへの理解の促進に向けた取組を進めていくべきである。

【現状把握を踏まえた取組の必要性】

- 障がい当事者家族に対する理解の促進については、障がいがある子どもに加え、そのきょうだいに対する取組も重要である。実態調査等による現状把握を踏まえ、必要な取組を検討すべきである。

【地域等を含めた連携強化】

- 障がい当事者家族に対する理解の促進については、年齢や状況に応じた課題があることを踏まえ、各課での連携を強化して取り組む必要がある。また、当事者家族同士だけではなく、地域の多様な人々との関係構築を行うことでインクルーシブな地域づくりが図られるため、地域協働の視点も踏まえた取組を進めるべきである。

【サービス向上に向けた人材の確保と区の権限の拡充】

- 障がいがある子どもやその家族に対しては、需要に応じた必要な量のサービスの提供や児童発達支援センター等の増設が求められており、いずれも専門的なスキルを備えた人材確保に向け、より踏み込んだ支援を行う必要がある。また、児童相談所設置区として都から移譲される指導検査等の事務を通じて、各事業所が提供するサービスの質の向上を図るべきである。

【子ども発達支援センターの支援者研修の拡充】

- 子ども発達支援センターで行われている支援者研修については、申込み数から必要性の高さがうかがえるため、他部署との連携を強化するとともに、人材の確保及び予算の拡充を図る必要がある。また、動画配信を行うなど、実施方法を多様化することで、より受講しやすい環境を整備すべきである。

【発達支援のための親の会の検討】

- コロナ禍などの社会状況の変化による事業の停滞は、保護者の不安の原因や課題を発見する機能の低下を引き起こしている。発達支援のための親の会については、参加人数の拡大などによって、より一層心理的負担の軽減等に計画的に取り組む必要がある。また、利用者への案内に当たっては、地域の自主グループを含めた活動団体の一覧を作成することで、障がい当事者家族同士がつながるきっかけを増やしていくべきである。

【相談体制の拡充・検討】

- 障がいがある子どもや家族が地域とともに生きていくためには、長期的な視点も含めて相談できる機能の拡充が求められている。地域資源の活用を含めて、希望する全ての人にケアプランを作成できる体制が必要であり、切れ目のない支援に向けては、ワンストップサービスも視野に入れた検討を行うべきである。

【障がい当事者家族への支援の拡充】

- 障がいのある子どもがいる家庭に対しては、子どもの障がいを理解・受容できるような支援の拡充を図る必要がある。また、障がいの受容を妨げている社会的要因を研究し、改善に向けた取組を検討すべきである。

重点調査項目2 インクルーシブ教育の推進について

背景・課題

学齢期においては、障がいのある子どもとない子どもがともに学び、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備が求められる。インクルーシブ教育の推進に向けては、ハード面の方策に加え、障がい当事者以外の周囲に対する障がい理解の促進や教員の専門性向上など、ソフト面の方策が必要である。

区では、特別支援教室の運営や副籍交流の実施など、障がい理解の促進等に取り組んできた。今後は、既存の取組の発展に加え、特別支援教育の在り方を前に推し進めることにより、インクルーシブ教育の実現を目指すべきである。

I 周囲に対する障がい理解の促進について

【日常的な交流の創出及び対話の重要性】

- 周囲に対する障がい理解の促進に向けては、幼少期から障がいの有無を問わず関わり合いを持つことが重要である。障がいに対する理解を深めるきっかけをつくるとともに、日常的な接点を持てる場を拡充していく必要がある。また、小中学校においては、教職員からの指導にとどまらず、児童・生徒同士での対話の時間を十分に設けることで、主体的に考えることができる機会を創出すべきである。

【地域住民を含めた理解促進のアプローチの拡充】

- 周囲に対する障がい理解の促進については、児童・生徒や保護者に限らず、地域住民も含めたより広い範囲への理解啓発が重要である。障がい児が利用する施設等においては、障がいに関係する各部署が連携を強化し、より積極的な取組を行う必要がある。また、体験等を通じた様々な交流の機会も重要であるため、地域コミュニティと協働し、地域住民も参加できるような機会を拡充すべきである。

【教職員への研修等の拡充及び指導方法の検討】

- 児童・生徒と接する教職員等は、人権問題や障がいに関係する用語の理解を深めていくことが重要であり、研修の充実や障がい理解に向けた教材を拡充する必要がある。また、児童・生徒に対しては、正しい意味や認識を指導するとともに、障がい児・者の活躍事例を紹介するなど、多角的な指導方法を検討すべきである。

【あいキッズにおけるサポートの検討】

- あいキッズについては、特別支援学校等の地域外の学校に通学する障がい児が孤立する傾向にあるため、スムーズに活動に参加できるような取組を検討すべきである。

【副籍交流の現状分析及び取組の拡充】

- 副籍交流については、特別支援学校に通っている児童・生徒及びその保護者が、地域の一員であるということを感じることができるよう環境の整備が必要である。事業の実施主体である東京都と連携し、希望する全ての児童・生徒に交流の機会を設けることが重要である。また、コロナ禍による需要の変化を見据え、取組の拡充を検討すべきである。

【福祉体験学習事業におけるメニューの拡充】

- 福祉体験学習については、身体障がいに限らず、より幅広い種類の障がいを体験できるような取組が必要である。現状の体験学習に加え、バーチャルリアリティ等の新しい技術を用いた取組を検討すべきである。

II インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について

【環境整備に向けた方針等の共有】

- インクルーシブ教育の推進に向けては、スタッフ配置等の環境整備が重要である。長期的な視点を踏まえた区の方針や理念を掲げることで、地域住民等の協力を得る必要がある。また、児童・生徒及び保護者に対しては、障がいや障がいがある子どもへの理解が深まる場を設けるなど、インクルーシブ教育の理解促進に向けた取組を検討すべきである。

【環境整備に向けたガイドラインの作成】

- インクルーシブ教育の推進に向けては、可能な限り障がいの有無を問わず教育を受けられる環境の整備が求められる。学校生活における様々な場面で、特別支援学級と通常級の児童・生徒と一緒に活動する機会を拡充するとともに、障がい別の配慮事項等を踏まえたガイドラインを作成すべきである。

【就学相談の周知及び相談体制の強化】

- 就学相談については、制度自体の広報に加え、制度の詳細についても広く周知を図るほか、相談員のスキルアップや障がい当事者家族の経験を参考とするなど、相談体制の強化が必要である。また、就学相談会の実施場所については、子どもたちの普段の様子分かる場所で行うべきである。

【就学相談の分析及び合理的配慮の徹底】

- 就学相談については、相談の結果と保護者の希望が異なるケースがあるが、その要因については適切な分析が求められる。また、支援が必要な児童・生徒が通常級に進級した場合は、合理的配慮を徹底するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる指導方法を構築すべきである。

【教員の専門性及びモチベーションの向上に向けた取組】

- 教員の専門性向上に向けては、特別支援教育に携わる教員だけでなく、全教員の指導力向上を図る必要がある。指導方法の事例を蓄積し、教員に対して還元していくとともに、保護者に対しても可能な範囲での情報共有が求められる。また、特別支援教育に係る資格取得等の促進に加えて、インクルーシブ教育の先進事例を紹介するなど、教員のモチベーションアップにつながる取組を実施すべきである。

【特別支援学級の運用見直し及び設置種別の拡大】

- 特別支援学級には、通学の原則など通常級の児童・生徒と同様のルールでは現実にそぐわないものもあるため、保護者の負担軽減を見据えた運用の見直しを図る必要がある。また、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)については、保護者のニーズを踏まえ、先進自治体の状況や相談内容等のデータを活用した上で設置を検討すべきである。

重点調査項目3 障がい特性を踏まえた多様な仕事のあり方や就労支援について

背景・課題

障がい等により支援が必要な方については、自らの選択により自分に合った仕事に就職し、継続して就労することが可能となる環境の整備が求められる。障がい等の特性を踏まえた多様な仕事の在り方や就労支援に向けては、障がいの有無を問わず、働きやすい環境の構築や既存の雇用制度の見直しが必要である。

区では、ハート・ワークの機能強化や就労継続支援事業所の充実等により、就労支援及び就労定着支援に取り組んできた。今後は、既存の取組に加え、民間企業を含めた関係機関へのより一層の働きかけや就労環境の改善により、就労機会の拡充を目指すべきである。

I 障がい特性を踏まえた雇用のあり方について

【雇用促進に向けた取組】

- 障がい者雇用については、企業との協働による社会実験や試行的な取組を通じて、収益性の高い事業の創出を検討する必要がある。また、障がい者が一般就労を継続していくための支援も重要であるため、企業への財政支援や好事例の周知など、多角的な取組を進めるべきである。

【雇用促進に向けた連携】

- 障がい者雇用については、積極的に雇用している企業への支援を行うとともに、今後雇用が進んでいく業界や業種に対しての働きかけが求められる。また、一般就労への移行については、希望者と企業とのマッチングが重要であり、支援機関等との連携も含め、就職及び転職等が円滑に進むための方策を検討すべきである。

【今後を見据えた雇用の在り方】

- 障がい者雇用については、インクルージョンの実現を見据え、長期的な視点で雇用の在り方を検討する必要がある。特例子会社については、区としても制度設計等について着目し、障がいの有無を問わず個人の特性を生かした就労が可能となる支援をすべきである。

【多様性のある雇用の検討】

- 障がい特性を踏まえた雇用の在り方については、就労の幅を広げる必要がある。障がい特性に合った資格や技術習得の機会を設けるとともに、区自らも採用を拡大し、雇用の在り方を拡大することが求められる。また、一般就労に加え、地域活動等も重要であるため、働き方の多様性の観点からも検討を進めるべきである。

【就労環境におけるハード面の整備】

- 障がい者の就労環境については、財政支援も含め、施設のバリアフリー化を推進する必要がある。車いす利用者に対する座敷の整備や空気入れの設置をはじめとした、障がいの種別を問わず働きやすい環境を整備すべきである。

【就労環境におけるソフト面の整備】

- 障がい者の就労環境については、就労時のコーチングが重要である。障がい者に寄り添った就労継続支援に向けて、スタッフの拡充及び人材育成を促進すべきである。

II ○○○○について

【○○○○○○】

- ○○○○○○○○○○○○○○

- ○○○○○○○○○○○○○○

【障がい特性を踏まえた雇用のあり方について（視察）】



東京都チャレンジドプラストッパン株式会社にて説明を受ける委員

8 委員構成

	<令和3年度>	<令和4年度>
委員長	間中りんぺい	いわい桐子
副委員長	さかまき常行	渡辺よしてる
理事委員	中村とらあき 荒川なお 渡辺よしてる	小野田みか 石川すみえ しば佳代子
委員	小野田みか いわい桐子 いしだ圭一郎 五十嵐やす子 しば佳代子 井上温子 佐々木としたか	中村とらあき 間中りんぺい さかまき常行 荒川なお いしだ圭一郎 井上温子 佐々木としたか